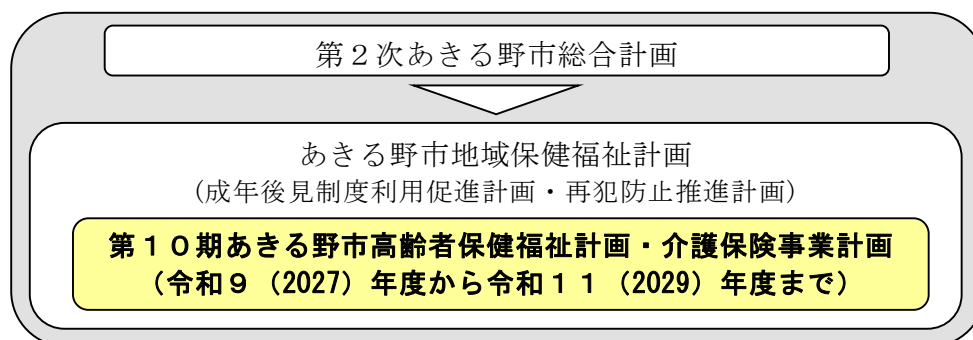


○第 10 期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の位置付け

(1) 計画体系における位置付け

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、まちづくりの方向性を示した第 2 次あきる野市総合計画を踏まえつつ、保健及び福祉に関する総合的な指針となる「あきる野市地域保健福祉計画」の一環として、高齢者に関連する分野の総合的な計画と位置付け策定します。



(2) 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係

高齢者保健福祉計画は、高齢者全体を視野に入れた地域の高齢者保健福祉事業全般にわたる「総合計画」として位置付けられ、介護保険事業計画は、介護保険事業運営の基になる計画となります。なお、高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画と一体的なものとして作成されなければならないとされています。

(老人福祉法第 20 条の 8、介護保険法第 117 条)

このため、高齢者福祉行政を取り巻く状況の変化や高齢社会における諸問題に対応し、本市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取組を総合的かつ体系的に整え、今後の高齢者の保健福祉事業と介護保険事業の方向性を示すものとして、同時に策定していきます。

(3) 介護保険事業計画について

介護保険制度の円滑な遂行を図るため、介護サービスの必要量の把握と適正な供給、また、これに基づくサービス基盤の整備などが重要となってきます。

こうした介護サービスの提供体制の確保や効率的な制度運営を地域において着実に進めるため、保険者である市町村は「介護保険事業計画」を、また、都道府県は市町村を超えた広域的な視点での「介護保険事業支援計画」をそれぞれ定めることとしています。(介護保険法第 117 条、第 118 条)

今回策定する第 10 期介護保険事業計画については、地域包括ケアシステムの深化・推進のため、今後示される国の基本指針に基づき、制度改正や報酬改定を踏まえて策定していきます。

（４）認知症施策推進計画について

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」第１３条において、市町村は、国の認知症基本計画及び都道府県認知症施策推進計画を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないこととされています。

本市では、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画に内包する形で、「あきる野市認知症施策推進計画」を策定します。

「あきる野市認知症施策推進基本計画」の策定及び認知症施策の検討の進め方

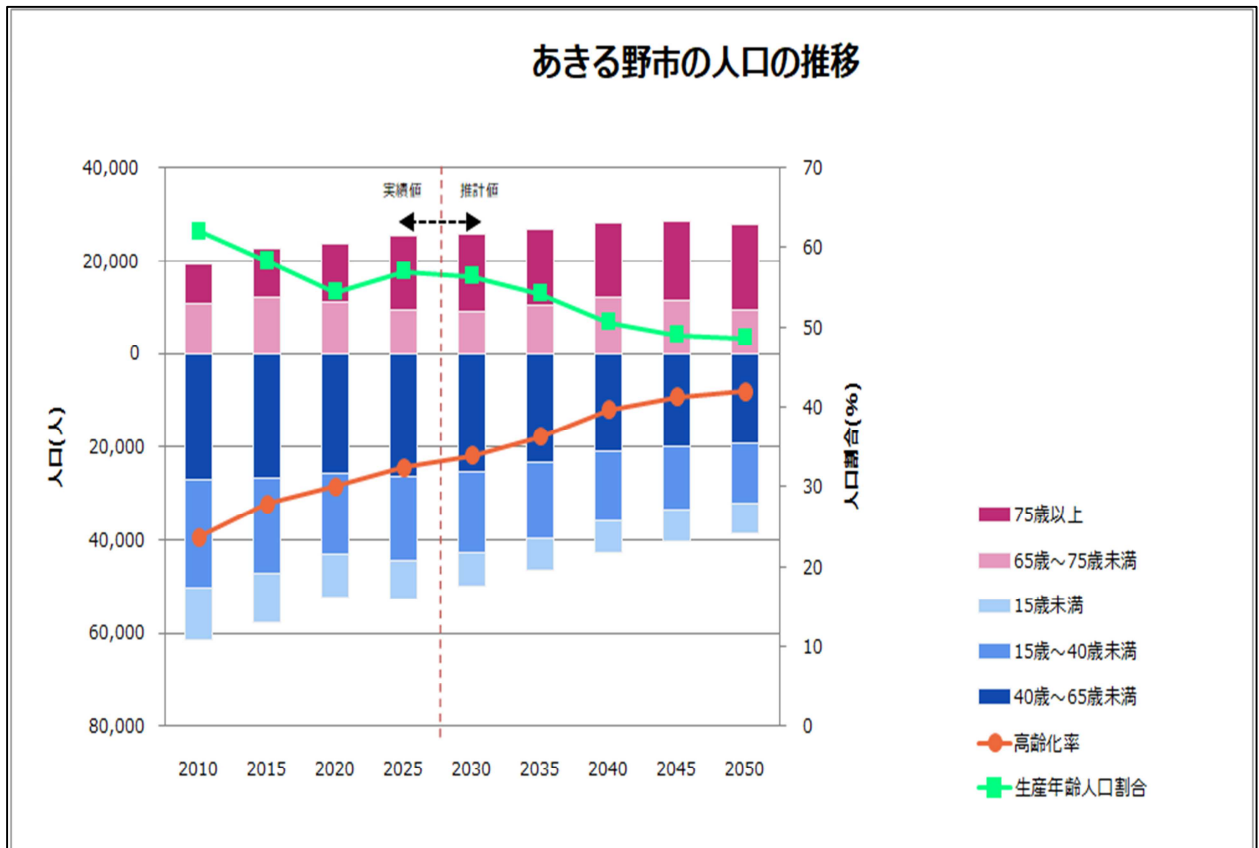
本市の認知症施策推進基本計画の策定に当たり、現状の認知症施策の取組状況や、その効果等について、認知症の方やその家族等に対しヒアリングし、より効果的な施策の実施・展開方法や、認知症に関する普及啓発策などを検討する。

取組事項	令和7年度	令和8年度	令和9年度～
場の発掘・創出・確保 (認知症地域支援推進員)		◆認知症カフェ等の意見聴取の場と、主催者（担い手）の増を目指す ①認知症カフェを市内３圏域で展開することを目指す ②担い手創出のため、認知症サポーター養成講座等の修了者に意向調査	市推進計画 ← 10期計画 →
意識共有・既存取組の評価等		◆既存事業の実施状況の分析や効果検証を実施するとともに、認知症カフェ等でられた意見等を集約し、事業の見直し等を実施する ※外部の専門家等の活用を検討	
既存の取組、今後の施策の方向性について、意見聴取		◆認知症カフェ等や、認知症対応型通所介護等の施設利用者とその家族等を対象に、ヒアリングやアンケート等を実施し、施策の検証・意見聴取を行う	
計画（案）に対する意見交換		◆認知症カフェ等や、認知症対応型通所介護等の施設利用者とその家族等を対象に、ヒアリングやアンケート等を実施し、施策の検証・意見聴取を行う	

2 介護保険制度の現状と今後について

(1) あきる野市の人口の推移

日本の人口が減少する中で、あきる野市の人口も減少していくと推計されています。その中で、65歳高齢者人口については、増加を続け、令和27(2045)年頃にピークを迎える推計となっています。特に75歳以上人口については、令和32(2050)年までの推計においても増加していく見込みで、令和32(2050)年には65歳以上高齢化率が42.0%になると推計されています。



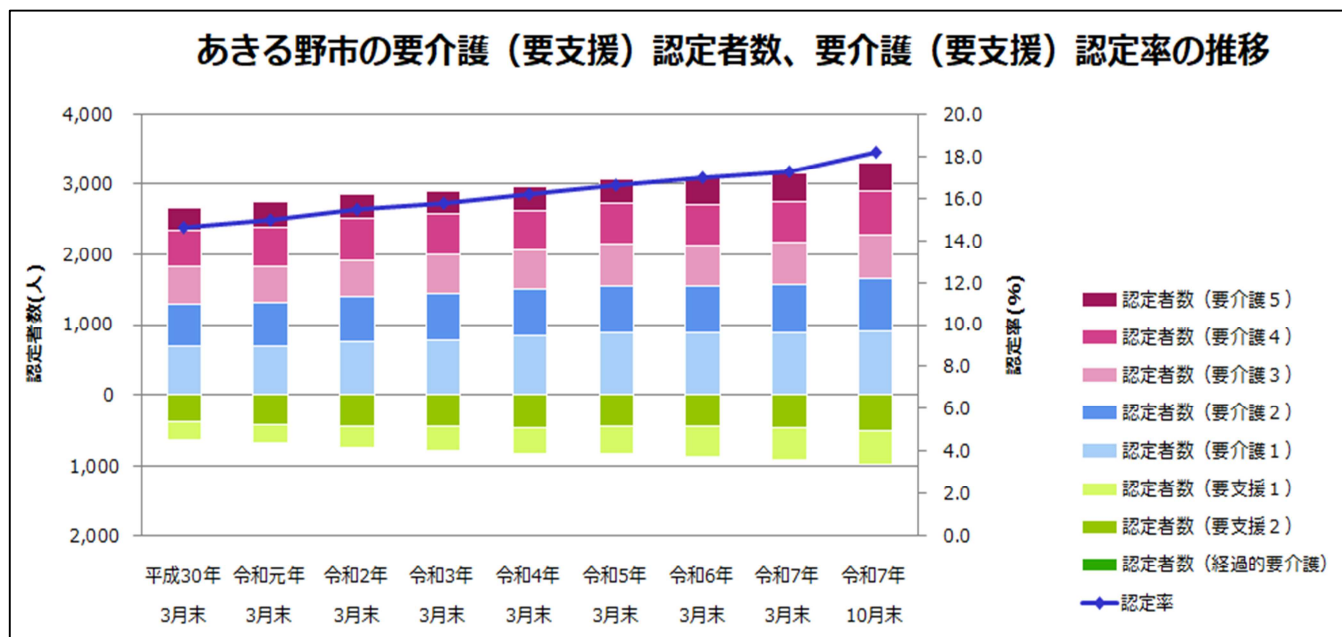
	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050
人口 (人)	80,868	80,954	79,292	77,773	75,649	73,283	70,890	68,618	66,455
15歳未満 (人)	11,365	10,744	9,235	8,232	7,328	6,951	6,879	6,645	6,244
15歳～40歳未満 (人)	23,166	20,314	17,389	17,768	17,214	16,327	14,923	13,868	12,900
40歳～65歳未満 (人)	26,965	26,858	25,760	26,536	25,438	23,385	20,974	19,781	19,390
65歳～75歳未満 (人)	10,807	12,127	10,954	9,450	9,185	10,532	12,121	11,418	9,360
75歳以上 (人)	8,392	10,438	12,838	15,787	16,484	16,088	15,993	16,906	18,561
生産年齢人口 (人)	50,131	47,172	43,149	44,304	42,652	39,712	35,897	33,649	32,290
高齢者人口 (人)	19,199	22,565	23,792	25,237	25,669	26,620	28,114	28,324	27,921
生産年齢人口割合 (%)	62.0	58.3	54.4	57.0	56.4	54.2	50.6	49.0	48.6
高齢化率 (%)	23.7	27.9	30.0	32.4	33.9	36.3	39.7	41.3	42.0
高齢化率(東京都) (%)	20.1	22.2	22.1	22.8	23.6	25.2	27.3	28.6	29.6
高齢化率(全国) (%)	22.8	26.3	28.0	29.6	30.8	32.3	34.8	36.3	37.1

(出典) 2000年～2020年まで：総務省「国勢調査」

2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

（２）あきる野市の要介護（要支援）認定者数の推移

あきる野市の要介護（要支援）の認定者数は、令和 7（2025）年 10 月末現在、4,305 人で、平成 30（2018）年 3 月末比で 994 人増の約 1.30 倍に増加しています。認定率についても、令和 7（2025）年 10 月末現在、18.2%となっており、平成 30（2018）年 3 月末比で、3.6 ポイント増加しています。



	平成30年 3月末	令和元年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末	令和6年 3月末	令和7年 3月末	令和7年 10月末
認定者数 (人)	3,311	3,441	3,604	3,699	3,817	3,922	4,014	4,095	4,305
認定者数（要支援 1） (人)	252	264	298	346	375	400	431	449	481
認定者数（要支援 2） (人)	392	431	447	454	470	442	456	475	514
認定者数（経過的要介護） (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定者数（要介護 1） (人)	686	693	745	777	841	888	877	884	906
認定者数（要介護 2） (人)	602	619	644	672	658	665	668	689	747
認定者数（要介護 3） (人)	533	516	528	561	575	590	590	599	619
認定者数（要介護 4） (人)	519	559	591	575	556	584	577	585	632
認定者数（要介護 5） (人)	327	359	351	314	342	353	415	414	406
認定率 (%)	14.6	15.0	15.5	15.8	16.2	16.6	17.0	17.3	18.2
認定率（東京都） (%)	18.7	19.1	19.4	19.6	19.9	20.2	20.7	21.0	21.4
認定率（全国） (%)	18.0	18.3	18.4	18.7	18.9	19.0	19.4	19.7	20.1

（出典）平成29年度から令和5年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

令和6年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」

令和7年度：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

(3) 介護保険料の推移

第1号被保険者の介護保険料は、3年ごとに区市町村が策定する介護保険事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、財政の均衡を保つよう設定します。（※計画期間3年度を通じた同一金額の介護保険料となる。）

介護保険料の月額（全国平均（加重平均））

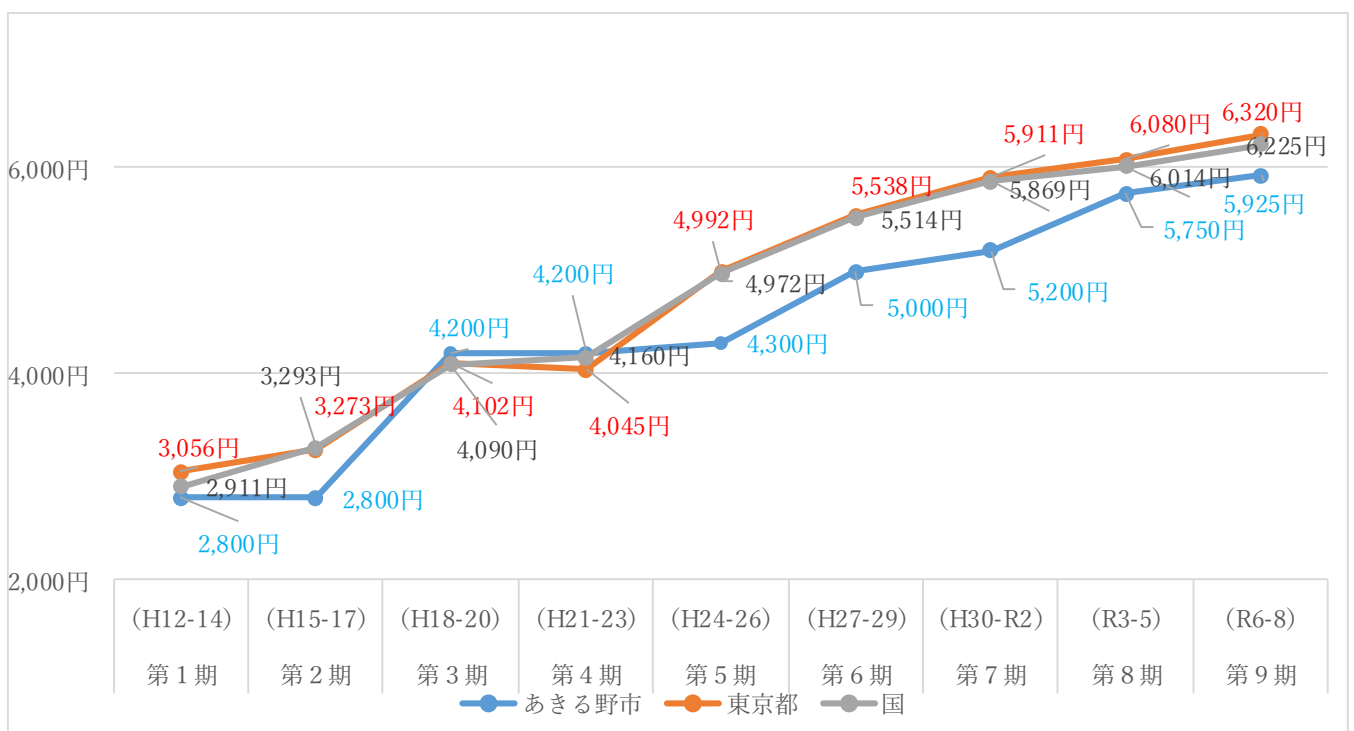
第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
2000-02年度	2003-05年度	2006-08年度	2009-11年度	2012-14年度	2015-17年度	2018-20年度	2021-23年度	2024-26年度
2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	5,514円	5,869円	6,014円	6,225円

介護保険料の月額（東京都平均（加重平均））

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
2000-02年度	2003-05年度	2006-08年度	2009-11年度	2012-14年度	2015-17年度	2018-20年度	2021-23年度	2024-26年度
3,056円	3,273円	4,102円	4,045円	4,992円	5,538円	5,911円	6,080円	6,320円

介護保険料の月額（基準額）（あきる野市）

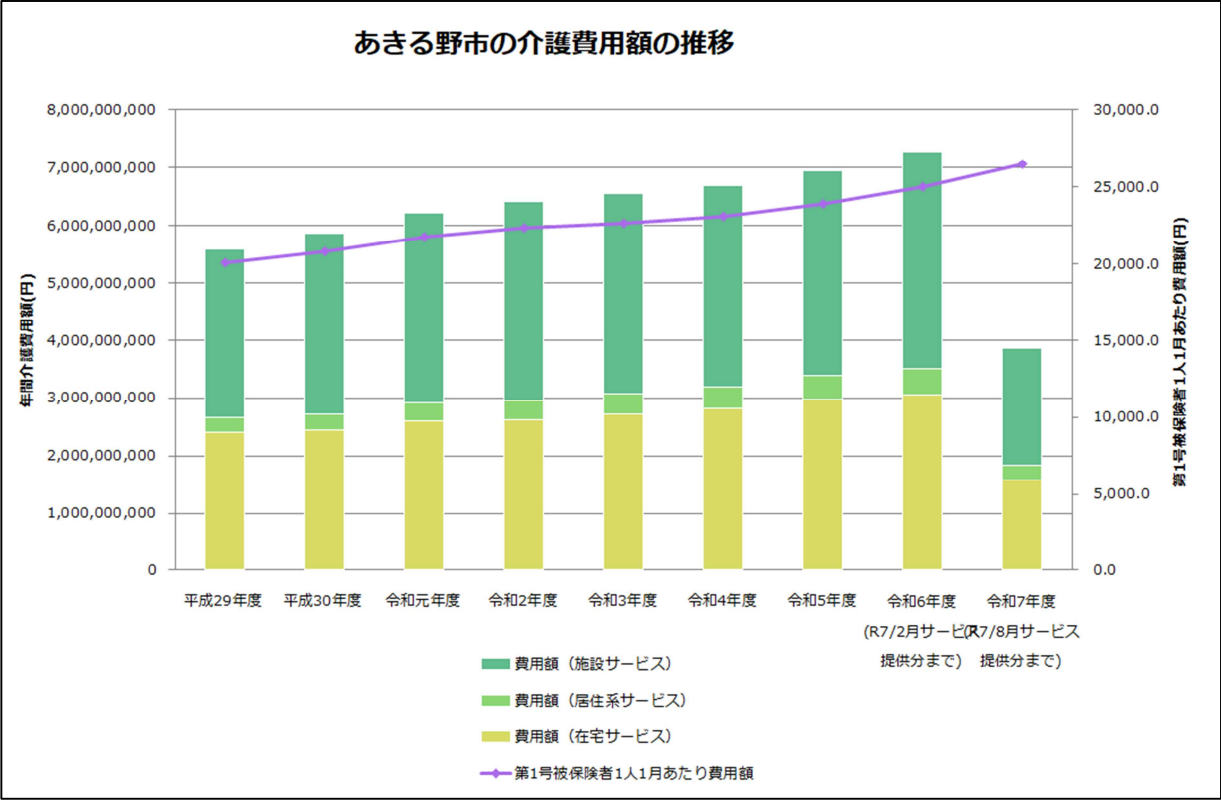
第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
2000-02年度	2003-05年度	2006-08年度	2009-11年度	2012-14年度	2015-17年度	2018-20年度	2021-23年度	2024-26年度
2,800円	2,800円	4,200円	4,200円	4,300円	5,000円	5,200円	5,750円	5,925円



（４）あきる野市の介護費用額の推移

あきる野市の介護費用額については、年々増加傾向にあり、令和 6（2024）年度には 7 2 億円を超えています。

また、併せて、第 1 号被保険者 1 人当たりの費用額についても増加しています。



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (R7/2月サービス提供分まで)	令和7年度 (R7/8月サービス提供分まで)
費用額	5,592,155,609	5,861,925,890	6,208,703,720	6,406,762,621	6,541,749,496	6,691,128,364	6,936,158,960	7,276,889,750	3,858,766,914
費用額（在宅サービス）	2,401,892,592	2,442,660,102	2,599,508,402	2,623,202,967	2,708,247,958	2,814,459,222	2,964,547,937	3,053,054,702	1,584,986,457
費用額（居住系サービス）	263,217,042	283,235,424	317,347,718	335,578,693	363,508,858	382,677,156	418,925,538	448,685,353	243,461,638
費用額（施設サービス）	2,927,045,975	3,136,030,364	3,291,847,600	3,447,980,961	3,469,992,680	3,493,991,986	3,552,685,485	3,775,149,695	2,030,318,819
第1号被保険者1人1月あたり費用額	20,041.3	20,793.9	21,742.3	22,309.5	22,663.0	23,036.1	23,856.8	24,948.7	26,471.9
第1号被保険者1人1月あたり費用額（東京都）	23,480.5	24,167.5	24,931.3	25,379.8	26,251.2	26,783.1	27,777.8	28,766.7	29,554.4
第1号被保険者1人1月あたり費用額（全国）	23,238.3	23,498.7	24,105.9	24,567.0	25,136.9	25,471.0	26,228.8	27,146.8	27,837.6

（出典）【費用額】平成29年度から令和5年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和6年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計
令和7年度：直近月までの「介護保険事業状況報告（月報）」の累計（※補足給付は費用額に含まれていない）
【第1号被保険者1人あたり費用額】「介護保険事業状況報告（年報）」（または直近月までの月報累計）における費用額を「介護保険事業状況報告月報）」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出

(5) 今後の介護保険を取り巻く状況(全国)

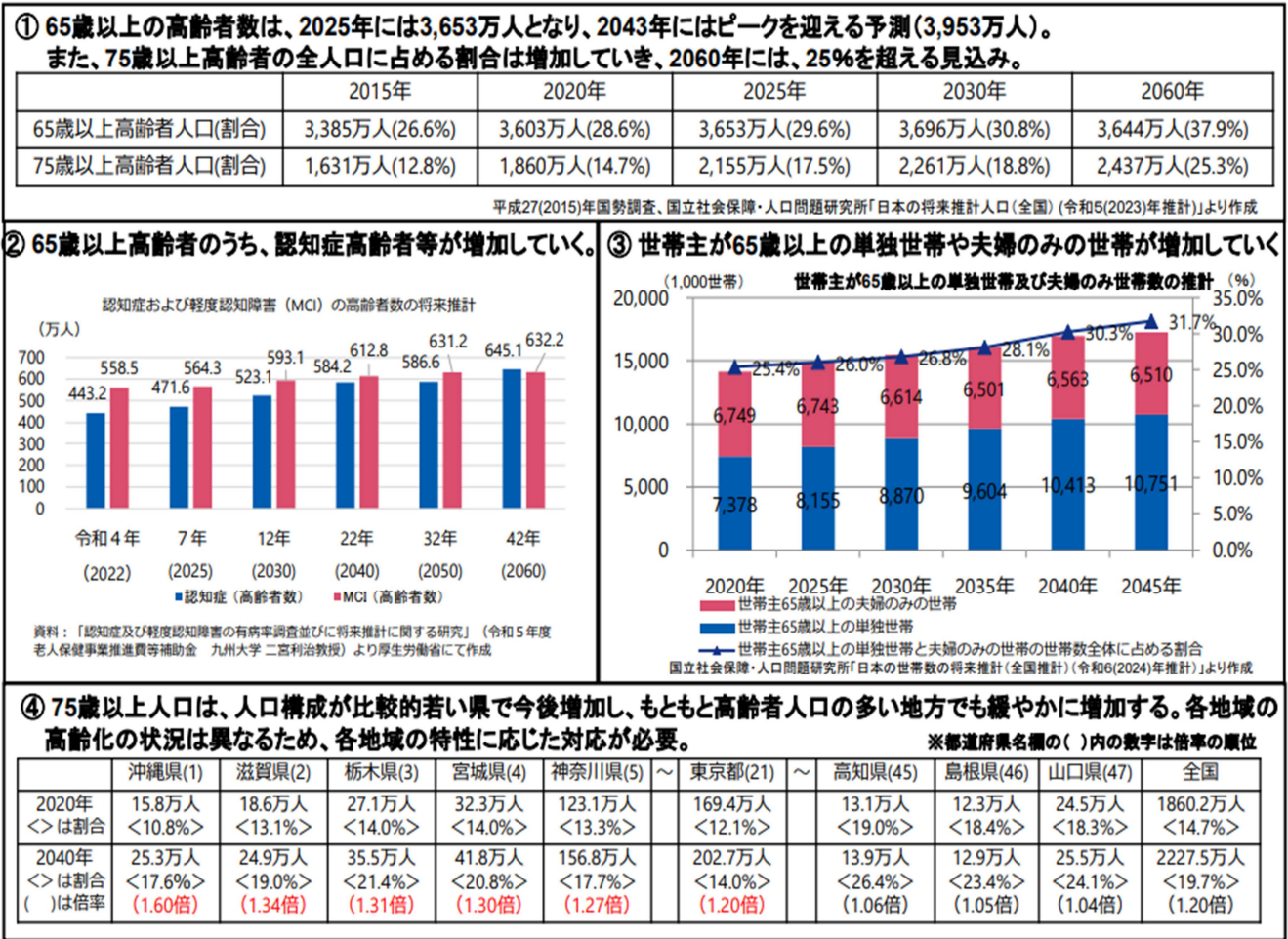
65歳以上の高齢者のうち、認知症高齢者は、令和4(2022)年に約443万人から、令和22(2040)年には約584万人に増加する見込みです。

また、世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯は、一貫して増加する見込みであり、世帯数全体に占める割合についても、令和2(2020)年に25.4%であったものから令和22(2040)年には30.3%になる見込みです。(図1)

さらに、75歳以上の人口については、令和7(2025)年まで急速に増加し、特に、85歳以上の人口については、75歳以上の人口を上回る勢いで増加するとされています。(図2)

(図1)

今後の介護保険をとりまく状況(1)



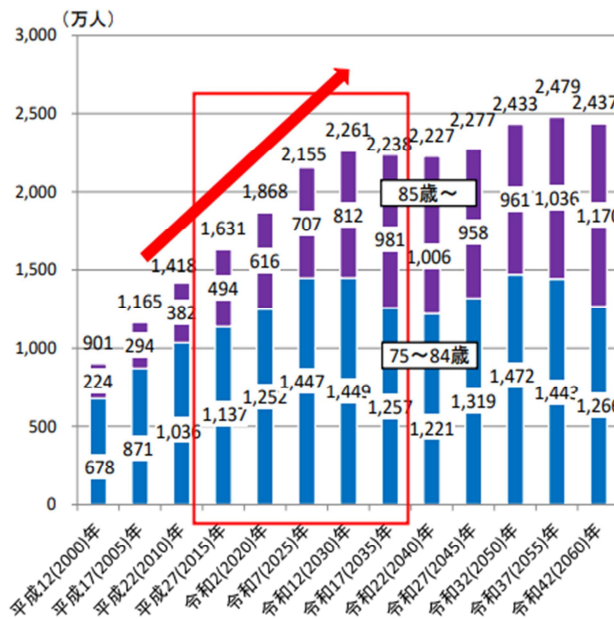
(出典) 社会保障審議会介護保険部会(第116回)(令和6年12月13日)資料より

(図 2)

今後の介護保険をとりまく状況(2)

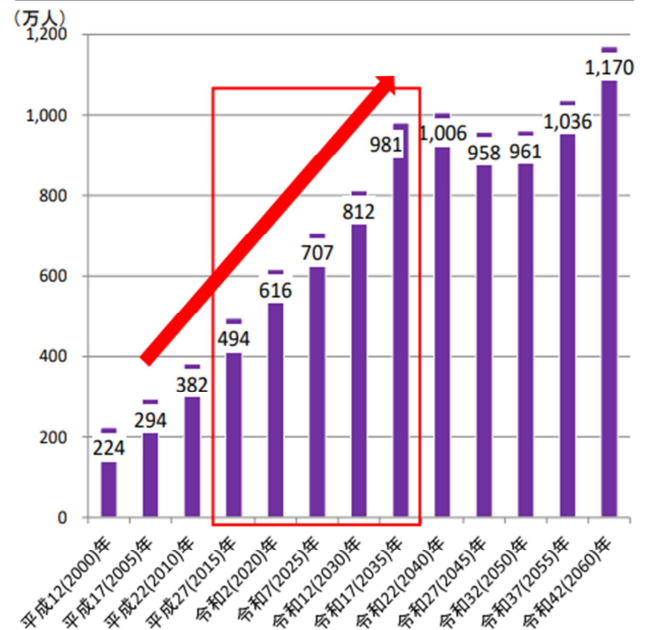
75歳以上の人口の推移

○75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2015年から2025年までの10年間で、急速に増加。



85歳以上の人口の推移

○85歳以上の人口は、2015年から2025年までの10年間、75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2035年頃まで一貫して増加。



(資料) 将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(令和5(2023)年4月推計) 出生中位(死亡中位)推計
2020年までの実績は、総務省統計局「国勢調査」(年齢不詳人口を按分補正した人口)

(出典) 社会保障審議会介護保険部会 (第116回) (令和6年12月13日) 資料より

3 高齢者に関する調査

高齢者の実態把握や介護サービス利用者などの意見・要望等、計画づくりの基礎となる2つの調査を実施します。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（※実施済み、集計中）

目的	本調査は、要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況及び要介護状態に影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的としています。
対象者	要介護1～5の方を除く65歳以上の方
対象人数	2,000人（無作為抽出） （2月13日時点 回収数1,404人）
調査票発送日	令和8年1月13日
回答期限日	令和8年2月9日

(2) 在宅介護実態調査（※実施済み、集計中）

目的	本調査は、「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった視点も盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的としています。
対象者	在宅で生活している要介護（要支援）認定者のうち「要介護（要支援）認定の更新申請・区分変更申請」をした方（している方）
対象人数	742人（回収数670人）（無作為抽出）
調査依頼日	令和7年10月20日
回答期限日	令和7年12月22日
調査方法	担当の介護支援専門員がモニタリング時に聞き取りを行い、調査票を記入する方法により実施する。

4 介護保険制度の見直しに関する意見（概要）

（令和7年12月25日社会保障審議会介護保険部会）

資料について、次ページ以降に添付します。